

幡多っ子 ネット宣言

近年、幡多地区内の小中学生の携帯電話、スマートフォン、タブレットPC等のネット端末の所持率が上がっています。ネットとの上手な付き合いが期待されますが、ゲーム依存や長時間・深夜の利用により生活習慣が乱れたり、*SNSによるトラブルが学校内だけにとどまらず、学校間や市町村を越えた間でも起きたりしています。

こうした問題から子どもたちを守り健やかに育てていくために、平成27年に「幡多っ子 ネット宣言」を掲げ、学校や家庭のルールづくりを推進してきましたが（平成29年改訂）、この度、その内容をさらに改訂することにしました。

学校や家庭でネットに関するルールづくりを行い、子どもたちが自分でネットと上手に付き合えるようにしましょう。

*SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)とは、LINE、Twitter、Facebookなど、会員登録をしてプロフィールを公開したり、日記を書いたり、Webサイト内で他人とコミュニケーションをとることができるサービスのこと。

- ◆ 小学生は夜9時、中学生は夜10時以降に使用しません
- ◆ 人を傷付ける手段として使用しません
- ◆ フィルタリング機能を設定します
- ◆ 困った時は、親や先生、関係機関に相談します
- ◆ わが家・友だち同士のルールをつくります

親子で
チェック!

- 使用しない時間帯を決めている。
- 家庭での置き場所を決めている。
- ネット上に個人情報や悪口を書き込んでいない。
- フィルタリングを設定している。
- 不安なことがあったら一人で悩まず親に相談している。
- 会員登録やアプリをダウンロードする場合は親に相談している。
- 心当たりのないメールは開かない。
- 子どもが使用した料金をチェックしている。
- 情報モラル教室(スマホ教室)などへ参加している。



はたっぴー

令和3年3月

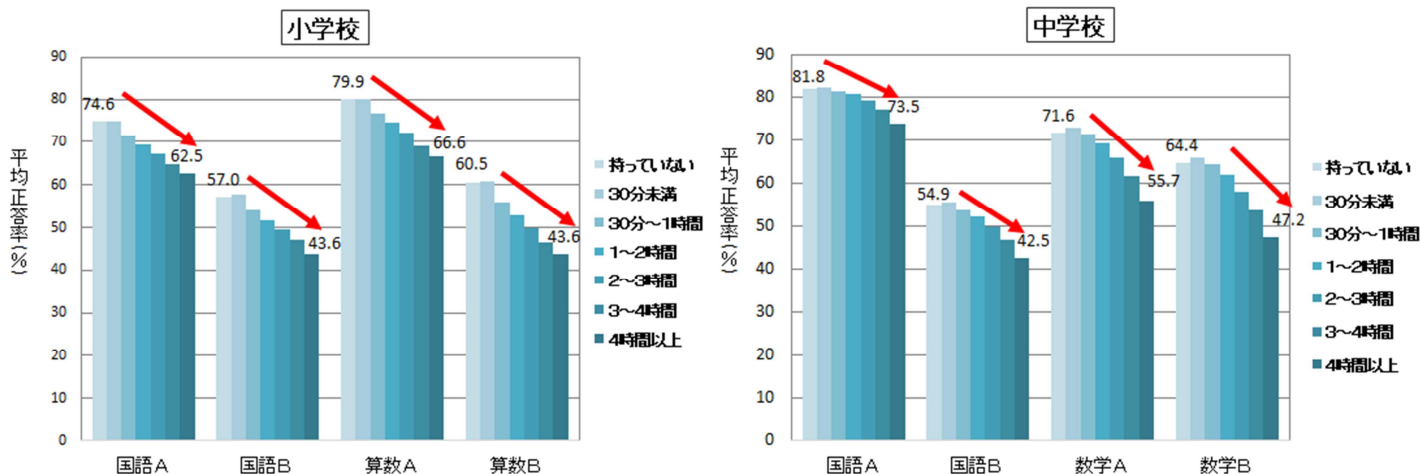
幡多市町村教育委員会連合会
幡多小・中学校長会
幡多地区小中学校PTA連合会
西部教育事務所

おさえておきたい8つのポイント ~ネットと上手に付き合うために~

① 手元がないと不安、長時間使用に注意！

オンラインゲームや無料通話メールアプリなどの影響で、スマホ等が手元がないと不安になっていませんか。長時間使用で、学力が身に付かなかったり生活が乱れたりする問題があります。ゲーム障害は、国際機関で病気と認定されています。【資料1、資料2】

【資料1】児童生徒のインターネットの利用時間と平均正答率との関係（平成26年度全国学力・学習状況調査の結果より）



【資料2】ゲーム障害について（WHO世界保健機関より）

WHO（世界保健機関）が2019年5月に「ゲーム障害」を病気に認定

- ゲームをする時間などを自分でコントロールできない
- ゲーム以外の出来事や関心事の優先度が低くなる
- 日常生活に支障をきたしてもゲームを優先する

※以上の状態が12カ月以上続くと「ゲーム障害」となる

ゲーム障害によって起こる問題

- 朝起きられない
- 学校に遅刻・欠席する
- 成績低下
- 昼夜逆転の生活
- 食事を取らずにゲームに没頭
- ゲームに負けた時などに物を壊す

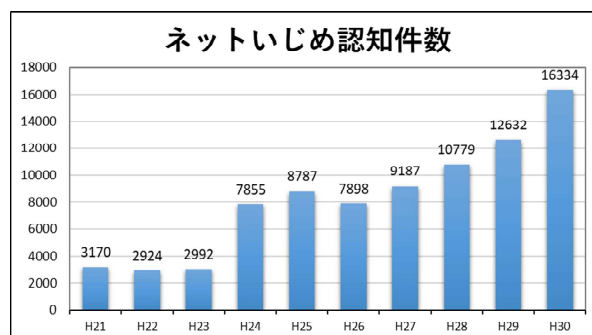
② 情報をネット上にアップすると完全には削除できません！

ネット上に不用意な書き込みをしたり、自分や友だちの個人情報（写真・動画を含む）をアップしたりして、トラブルになることがあります。情報をネット上に一度アップしてしまうと、情報が拡散され、完全には削除できません。

③ ネットいじめが増加しています！

無料通話メールアプリなど、ネット上でやりとりした言葉の意味が、誤解や勘違いを招くことがあります。また、通信アプリのグループ外し等のトラブルから、ネットいじめの被害者や加害者になることがあります。ネットいじめの認知件数は増加傾向にあります。【資料3】

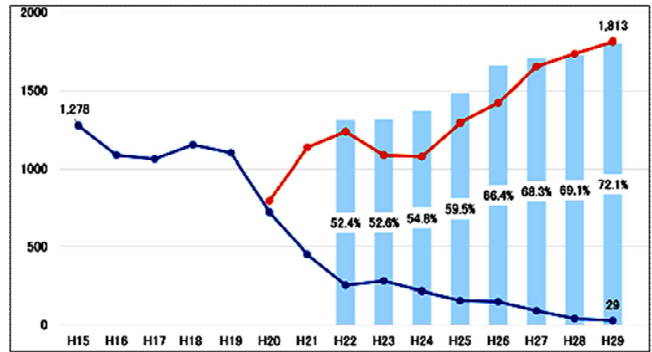
【資料3】インターネットによるいじめの認知件数（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より）



④ ネット上での出会いに注意！

ネット上では、年齢や性別を偽り、SNS 等でのやりとりでやさしい言葉や巧みな話術を使って、あなたに近づく人もいます。知り合った人に個人情報や教えたり、実際に会ったりして犯罪被害に遭ってしまう問題があります。SNS 等に起因する犯罪被害は増加傾向にあります。【資料4】

【資料4】 SNS 等に起因する犯罪による被害児童数の推移
(警察庁生活安全局少年課より)



■ 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況 ■ SNS ◆ 出会い系サイト

⑤ 多額請求に注意！

自分では気が付かないうちに有料サイトに引き込まれて、多額のお金を請求されるトラブルがあります。ゲームは無料でもアイテムは有料ということもあります。また、少しずつの課金でも回数が増えると高額になります。

⑥ 隠れスマホに注意！

ゲーム機や音楽プレイヤーの中には、無線 LAN でインターネットにつながり、スマホ同様の利用が可能な機器があります。安全のためには利用機器の取扱説明書等を確認してフィルタリングの設定やルールが必要です。

⑦ Wi-Fi スポットにも危険が！

無線 LAN でインターネット接続を提供する Wi-Fi というサービスがあります。しかし、外出先にある Wi-Fi 接続（特にパスワード入力なしの Wi-Fi）では、通信内容や個人情報を抜き取られる恐れがあります。自分が知らないうちにスマホが勝手に接続しないように、外出する時は、Wi-Fi そのものを OFF にするのが最も安全です。

⑧ ながらスマホは危険！

歩きながら、自転車に乗りながらスマホ等を使用すると大変危険で、死亡事故も起こっています。自分自身だけでなく、周囲の人にけがを負わせてしまうことがあります。特に、自転車の「ながらスマホ」は、視野が通常の 1/20 になるというデータもあり、道路交通法で禁止されています。違反した場合には、「5万円以下の罰金」が科せられることもあります。

親子で困った 時の相談窓口

もしもの時や困った時は、一人で悩まずに相談しましょう。

ネットを利用した犯罪や、架空・不当請求の被害を受けたら

- 高知県警サイバー犯罪相談窓口 088-875-3110
- 高知県立消費生活センター 088-824-0999
- 少年サポートセンター（ヤングテレホン） 088-822-0809
- 各所轄の警察署 ()

ネットいじめに悩んだら

- 高知県心の教育センター 0120-0-78310
(24時間子ども SOS ダイアル)

個人情報や書き込みで悩んだら

- 高知県教育委員会人権教育・児童生徒課 088-821-4932

みんなで育てる幡多の子ども

わが家の ネット宣言

携帯電話、スマートフォン、タブレット PC 等のネット端末は、親が子どもに貸与するものです。使い方次第で、便利にも危険にもなります。

子どもに与える（た）時は、本人も納得できるルールを親子で話し合しましょう。「幡多っ子 ネット宣言」を参考に、＜親子でチェック！＞や＜おさえておきたい8つのポイント＞を読み合って、ネットに関するルール「わが家のネット宣言」を作成し、下の記入欄に書き込んで下さい。記入後は、お家の見える場所に貼って、ネットと正しい付き合いができるようにしましょう。また、作った宣言を基に、親子で時々話し合いをしましょう。そうすることで、将来、子どもが大人になった時に、自分自身でルールを決めて、ネットと正しく、そして、上手に付き合えるようになるでしょう。

＜一人一人のかけがえのない成長を育むために＞

- ・日頃から親子でコミュニケーションを取りましょう。
- ・相手を思いやる気持ちの大切さを話し合しましょう。



令和 年 月 日

親子で話し合っ
て決めてね。

「わが家のネット宣言」作成 親子会議

名前（親）：

名前（子）：

